

訪問リハビリテーション利用料のご案内

平成 27 年 4 月現在の単位は以下の通りです。(1 単位=10.33 円)
自己負担額は以下単位(金額)の 1 割負担となります。

① 基本部分 ※40 分連続してサービス提供した場合 2 回として算定、週 6 回を限度

訪問リハビリテーション費	1 回につき 302 単位
介護予防訪問リハビリテーション費	(1 回は 20 分)

② 加算

【介護・介護予防 共通】

◇ サービス提供体制加算(勤続年数 3 年以上の職員を配置)

1 回につき 6 単位

◇ 短期集中リハビリテーション実施加算

退院(所)日又は認定日から 3 ヶ月以内 1 日につき 200 単位

【介護のみ】

◇ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)

リハ計画書の充実、リハ会議の実施、訪問介護との連携、家族への助言提案など

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	1 か月につき 60 単位
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	1 か月につき 150 単位

※(Ⅰ)(Ⅱ)どちらの対象となるかは、利用者別に相談致します

す

◇ 社会参加支援加算(訪問リハ利用による社会参加の向上、他サービスへの移行)

1 日につき 17 単位 ※年間の届出が必要の為、現状では算定しません

【介護予防のみ】

◇ 訪問リハ訪問介護連携加算

訪問介護計画作成上、必要な指導及び助言を行った場合

1 回につき 300 単位(3 ヶ月に 1 回が限度)

③ 交通費

規定した通常の事業の実施地域(高崎市・前橋市)を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点からご自宅までの交通費を別途ご請求させていただきます。